

公益財団法人相模原市スポーツ協会ホームページ動画掲載基準

- 1 この基準は、公益財団法人相模原市スポーツ協会ホームページ上に動画を掲載することに伴う動画の範囲の詳細として定めるものであり、この基準に照らして、掲載の可否を判断するものとする。
- 2 同掲載にあたっては動画の作成者は次の事項のいずれかを満たしたものに限り、
 - (1) 過去に公益財団法人相模原市スポーツ協会事業に講師として依頼した実績のある者が作成する動画
 - (2) 公益財団法人相模原市スポーツ協会より依頼された者が作成した動画
- 3 第2項の条件を満たしたものであっても、次の業種、業者及び内容に該当する動画は掲載しない。
 - (1) 風俗営業類似の業種や消費者金融
 - (2) たばこ及びギャンブルにかかるもの
 - (3) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者
 - (4) 法律の定めない医療類似行為を行う内容
 - (5) 商品の宣伝及び法律で禁止されている商品や、無認可商品、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供するもの
 - (6) 人権侵害、名誉毀損、各種差別的なもの
 - (7) 他を誹謗、中傷または排斥するもの
 - (8) 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの
 - (9) 宗教団体等による布教推進を主目的とするもの
 - (10) 非科学的、または迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与える恐れのあるもの
 - (11) 社会的に適切でないもの
 - (12) 国内世論が大きく分かれているもの
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、掲載する動画として適当でないと会長が認めるもの
- 4 以下の事項に該当する場合は動画作成者は公益財団法人相模原市スポーツ協会事務局に報告しなければならない。
 - (1) 動画内容を大きく編集した場合
 - (2) YOUTUBE 上において、何らかの理由により動画が削除された場合
 - (3) 動画作成者の変更及びチャンネル名が変更となった場合
- 5 掲載後の動画であっても、次項に該当した場合は同掲載を削除する。
 - (1) 動画作成者により編集等が行われ第3項に該当した場合
 - (2) 動画の閲覧ができなくなった場合
 - (3) 動画作成者が市スポーツ協会の認めた者でなくなった場合
 - (4) 動画作成者が特定できなくなった場合
 - (5) 公益財団法人相模原市スポーツ協会のホームページ上に掲載することがふさわしくないと判断した場合